



第7条 条例第11条第3項（条例第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物（表示・設置・更新）申請書正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 略

(2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することができる天然色写真及び点検箇所ごとの写真（当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真を含む。）

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(4) 第10条の2第3項に規定する報告書

(5) 略

2 略

（変更等の許可の申請）

第9条 条例第12条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物（変更・改造）申請書（第2号様式）正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することができる天然色写真及び点検箇所ごとの写真（当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあつては、その前後の写真を含む。）

(3) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(5) 第10条の2第3項に規定する報告書

(6) その他市長が必要があると認める図書

2 略

（許可の表示）

第10条 条例第14条第1項の許可の証票は、第3号様式とする。

2 条例第14条第1項ただし書の許可の証印は、第4号様式とする。

（点検）

第7条 条例第11条第3項（条例第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物（表示・設置・更新）申請書正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 略

(2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(3) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真

(4) 屋外広告物自主点検結果報告書（第2号様式。当該広告物又は掲出物件が第11条に定める基準に該当する広告物又は掲出物件である場合にあつては、条例第16条第1項の特定屋外広告物安全管理者が行った自主点検等に係るものに限る。）

(5) 略

2 略

（変更等の許可の申請）

第9条 条例第12条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物（変更・改造）申請書（第3号様式）正副各1通に次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(4) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真

(5) その他市長が必要があると認める図書

2 略

（許可の表示）

第10条 条例第14条第1項の許可の証票は、第4号様式とする。

2 条例第14条第1項ただし書の許可の証印は、第5号様式とする。

第10条の2 条例第15条の2第1項に規定する点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について行うものとする。

2 条例第15条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等その他の簡易なものとする。

3 条例第15条の2第2項の規定による点検の結果の提出は、屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）を提出することにより行わなければならない。

4 屋外広告物安全点検報告書は、条例第15条の2第2項の規定による点検の結果の提出を行う日から90日前までの期間に行った点検の結果に基づき作成したものでなければならない。

5 屋外広告物安全点検報告書には、当該点検を行った者が第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付しなければならない。

（特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない広告物等）

第11条 略

（特定屋外広告物安全管理者の資格）

第11条の2 条例第16条第2項に規定する規則で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第48条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う前号の講習会に準じた講習会の課程を修了した者

(4) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築

（特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない広告物等）

第11条 略



	<p>(3) <u>車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</u></p> <p>(4) <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>(5) <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p> <p>2. <u>次のいずれにも適合するものであること。</u></p> <p>(1) <u>一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内であること。</u></p> <p>(2) <u>車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</u></p> <p>(3) <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>(4) <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p> <p>(5) <u>色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u></p>		<p>5. <u>後面に表示するものは、1件とすること。</u></p> <p>6. <u>広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合には、1から5までの基準は、適用しない。</u></p>
<p><u>路線バスの外面を利用するもの</u></p>	<p><u>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</u></p> <p>1. <u>次のいずれにも適合するものであること。</u></p> <p>(1) <u>表示の位置は、前面以外とすること。</u></p> <p>(2) <u>側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</u></p> <p>(3) <u>後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</u></p> <p>(4) <u>車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</u></p>	<p><u>電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の車体についての表示面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの</u></p>	<p>1. <u>車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</u></p> <p>2. <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>3. <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p> <p>4. <u>色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。</u></p> <p>5. <u>電車に表示する場合には、1から4までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>(1) <u>一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内とすること。</u></p> <p>(2) <u>屋根には、表示しないこと。</u></p> <p>6. <u>路線バスに表示する場合には、1から4までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>(1) <u>表示の位置は、前面以外の外面とすること。</u></p> <p>(2) <u>車体の窓上における表示は、地色1色とすること。</u></p>

	<p>(5) <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>(6) <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p> <p>2 <u>次のいずれにも適合するものであること。</u></p> <p>(1) <u>表示の位置は、前面以外とすること。</u></p> <p>(2) <u>車両の窓の上端から上部には、文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。</u></p> <p>(3) <u>車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</u></p> <p>(4) <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>(5) <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p> <p>(6) <u>色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</u></p>		
<p><u>自動車等（路線バスを除く。）の外面を利用するもの</u></p>	<p>1 <u>表示の位置は、前面以外とすること。</u></p> <p>2 <u>側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</u></p> <p>3 <u>後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。</u></p> <p>4 <u>車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。</u></p> <p>5 <u>蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</u></p> <p>6 <u>電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</u></p>		

	7 <u>広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合には、1から3までの基準は、適用しない。</u>
略	略

第1号様式（第3条、第7条関係）

屋外広告物（表示・設置・更新）申請書

略
---

備考

- 1
- 5
- 6 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書を添付してください。
  - (1)
    - 5
    - 6 略
    - (3)
      - (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する \_\_\_\_\_ 場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
      - (5) 現に設置されている掲出物件に広告物を表示する場合にあつては、屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）
      - (6) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあつては、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し
      - (7) 略
  - 7 更新の許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書を添付

略	略

第1号様式（第3条、第7条関係）

（表）

屋外広告物（表示・設置・更新）申請書

略
---

（裏）

備考

- 1
- 5
- 6 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書を添付してください。
  - (1)
    - 5
    - 6 略
    - (3)
      - (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあつては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書
      - (5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあつては、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号 \_\_\_\_\_ のいずれかに該当する者であることを証する書類 \_\_\_\_\_
      - (6) 略
  - 7 更新の許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書を添付





対象物件	表示又は設置の場所	茅ヶ崎市
	広告物等の種類	別紙のとおり
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
自主点検	自主点検実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
	自主点検年月日	年 月 日
	点検内容	別紙のとおり
補修	補修実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
	補修年月日	年 月 日
	補修の内容	

- 備考 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条に定める基準に該当する広告物又は掲出物件である場合にあっては、特定屋外広告物安全管理者が行ったものに限りします。

別紙

番号	広告物等	点検内容					点検内容
		取付 (	主要部	ボルト	表示面	表示面	

	の種類	支持) 部分の 変形又は腐食	材の変 形又は 腐食	、ビス 等のさ び又は 緩み	の汚染 、退色 又は剥 離	の破損	の説明
1		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
2		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
3		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
4		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
5		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
6		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有	

		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
<u>7</u>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
<u>8</u>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
<u>9</u>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	
<u>10</u>		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 少々 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考 「点検内容」欄は、それぞれ該当するにレ印を記入してください。

第3号様式（第9条関係）

（表）

屋外広告物（変更・改造）申請書

略

（裏）

備考 1

） 略

3

第2号様式（第9条関係）

屋外広告物（変更・改造）申請書

略

備考 1

） 略

3

4 次に掲げる図書を添付してください。

(1) 案内図

(2) 広告物又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況を確認することができる天然色写真及び点検箇所ごとの写真（当該広告物又は掲出物件の補修を行った場合にあっては、その前後の写真を含む。）

(3) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(5) 屋外広告物安全点検報告書（第5号様式）

(6) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあっては、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写し

(7) その他市長が必要があると認める図書

第3号様式（第10条関係）

略

第4号様式（第10条関係）

略

第5号様式（第10条の2関係）

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所又は所在地

報告者 氏名（法人にあっては、  
名称及び代表者  
氏名） ㊟

広告物又は掲出物件の点検結果について、次のとおり報告します。

4 次に掲げる図書を添付してください。

(1) 案内図

(2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面

(3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所が、他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾書又は許可書

(4) 広告物又は掲出物件の状況を確認することができる天然色写真

(5) 特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあっては、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(6) その他市長が必要があると認める図書

第4号様式（第10条関係）

略

第5号様式（第10条関係）

略

対象物件	表示又は設置の場所	茅ヶ崎市
	広告物等の種類	
	設置年月日	年 月 日 ( 年経過)
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
点検	点検実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
	点検年月日	年 月 日
	資格名称	
	点検内容	別紙のとおり
補修	補修実施者	住所 氏名 電話番号 ( )
	補修年月日	年 月 日
	補修物件	
	補修の内容	

- 備考 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 点検実施者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

3 「別紙」は、広告物又は掲出物件ごとに作成してください。

別紙

番号	広告物等の種類			
表示の内容				
点検箇所	点検項目	異常の有・無		改善の概要
上基 部礎 構部 造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落	有	無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、充填材の劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	

広 告 板	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、 ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび 、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
そ の 他	1 付属部材の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

- 備考 1 「異常の有・無」欄は、該当する方に○印を記入してください。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は、「改善の概要」欄に斜線を引いてください。
- 3 「付属部材」とは、装飾、振れ止め棒、鳥よけ及びその他付属品をいう。

第6号様式（第12条関係）

特定屋外広告物安全管理者設置届

略

- 備考 1 略
- 2 当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

第6号様式（第12条関係）

特定屋外広告物安全管理者設置届

略

- 備考 1 略
- 2 神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号  
のいずれかに該当する者であることを証する書類  
を添付してください。

第7号様式（第13条関係）

屋外広告物表示者等変更届

略

備考 1 略

- 2 特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものであるときは、当該特定屋外広告物安全管理者が茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第11条の2各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。

第14号様式（第22条、第23条関係）

広告協定（変更・廃止）認定申請書

略

備考 略

第7号様式（第13条関係）

屋外広告物表示者等変更届

略

備考 1 略

- 2 特定屋外広告物安全管理者の変更に係るものであるときは、神奈川県屋外広告物条例第32条第1項各号 \_\_\_\_\_ のいずれかに該当する者であることを証する書類 \_\_\_\_\_ を添付してください。

第14号様式（第22条、第23条関係）

（表）

広告協定（変更・廃止）認定申請書

略

（裏）

備考 略